

**「介護福祉士等学びなおし研修」の委託に係る
企画提案競技募集要領**

1 趣旨

本市では、介護福祉士等の資格を持ちながら、介護現場に就業していない者（一度も介護現場に就いたことのない者を含む。以下「潜在介護福祉士等」という。）が復職等をする際に必要となる研修を実施することにより、効果的に潜在介護福祉士等の復職等の支援を行うことを目的として介護福祉士等学びなおし研修（以下「研修」という。）を実施する。上記の研修は、不足する介護人材を確保する方策として重要な取り組みとなるため、企画提案競技を行い、豊富な情報・経験・知識などを有し、業務遂行能力に優れた業務受託者を選定するものである。

2 一般事項

(1) 名称

「介護福祉士等学びなおし研修」に係る企画提案競技

(2) 主催者

尼崎市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課

(3) 受託候補者選定方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案書等を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。

(4) 委託業務内容等

別紙「介護福祉士等学びなおし研修業務委託仕様書（以下「研修仕様書」という。）」のとおり。

(5) 委託料の上限額

1, 4 4 9 千円以内（消費税及び地方消費税込）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(6) 委託期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする。

(7) 契約

企画提案競技の結果は令和3年度から令和4年度まで有効とする。令和4年度の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、予算成立後、4月に締結する予定。

(8) 企画提案競技スケジュール

項目	日程
募集要領の公表（配付）	【令和3年8月23日（月）から】
質問の受付	【令和3年8月27日（金）・午後5時まで】 電子メールの件名に「プロポーザル質問（〇〇（法人名）」と入力の上、所定の質問票に記入の上、送付すること。
質問の回答	【令和3年9月2日（木）までに】 随時本市ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載する。
企画提案書等応募書類受付	【令和3年9月7日（火）から9日（木）まで】 <u>午前9時から午後5時までの間に、電話にて必ず事前予約の上、尼崎市役所 本庁舎北館3階 健康福祉局福祉部高齢介護課まで持参すること。</u>
企画提案内容説明 （プレゼンテーション）	【令和3年9月17日（金）】
選定結果通知	令和3年9月末までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

3 応募資格

次に掲げる(1)~(3)の要件について、すべて満たすこと。

(1) 尼崎市民の従業員を雇用している場合、地方税法第 321 条の 4 及び尼崎市市税条例第 33 条の 3 の規定による個人市民税・県民税特別徴収について、完全実施していること。

(2) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者や、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当するもの、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目

的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 14 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

オ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（尼崎市市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと

(3) 別紙の研修仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること

(4) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること

※ ただし、現在、登載されていない者についても応募を可能とするが、令和 4・5 年度の競争入札参加資格の業者登録の申請を必ず行うこと（受付期間は令和 3 年 12 月上旬から令和 4 年 1 月中旬まで（予定））

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

5 企画提案書等応募書類（様式等）

令和 3 年 9 月 7 日（火）から 9 日（木）まで（必着）の午前 9 時から午後 5 時までの間

に、電話にて必ず予約の上、尼崎市役所本庁舎北館3階の高齢介護課へ持参すること。なお、企画提案書等応募書類は下記のとおり。

(1) 企画提案申込書（様式1号）

(2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添「審査項目及び評価の観点」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ア 原則 A4 判の用紙（必要に応じて A3 判折りも可）を使用すること。）

イ 必ず過去の業務実績について触れること（その際は本市と同程度以上の規模の市での実績を優先して記載すること）。

(3) 業務実施体制（様式2号）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容等について記載すること。

(4) 誓約書（様式3号）

(5) 見積書（様式4号）

「2. 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

(6) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近3か月以内に発行したものに限る。なお、契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（代理店など）に委任する場合、契約後に当該受任者にも提出を求める予定としている。

(7) 法人の定款

(8) 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書）直近1年分

(9) 納税証明書（法人税及び消費税等について未納税額のない証明、尼崎市内に事業所を有する場合は市税納付状況証明書）

(10) 上記(1)～(8)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出するものとする。

(11) 企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「プロポーザル辞退届」を提出すること（様式5号）。

6 当該公募に関する質問の受付

(1) 質問の受付期限

令和3年8月27日（金）・午後5時まで

(2) 質問方法

本要領「10. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問 法人名」と入力の上、質問票（様式6号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者名等をふせて質問内容とともに、本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）で公表する。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えを一切認めない。

(3) 選定された法人の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった法人の企画提案書等応募書類は、法人名をはじめ原則、非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(4) 応募に要した法人の費用負担に対して、本市は一切負担しない。

8 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式とする。

ア 審査は本市職員で組織する介護福祉士等学びなおし研修に係る選定会議（以下、「選定会議」という。）において、プレゼンテーション審査の内容を総合的（(3)選定基準に基づき）に評価し、契約候補者とする。

イ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

ウ プレゼンテーション実施後、本市が必要と認めたときは、企画提案書等応募書類の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

ア 実施場所及び日時

令和3年9月17日（金）に尼崎市役所内（関連施設を含む）で実施（予定）することとし、詳細は別途電子メールにて通知する。

イ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。また、新型コロナウイルスにより、来庁が困難な場合は、WEB 会議形式（ZOOM 等）に変更する可能性がある。変更の場合は、別途尼崎市から連絡をする。ただし、その際はプロジェクターの使用は不可と

する。

(3) 選定基準

- ① 同種・類似業務の実績
- ② 実施体制及び事業実施のスケジュール
- ③ 学びなおし研修の募集方法
- ④ 本事業で得た情報のセキュリティ対策
- ⑤ 研修実施時の新型コロナウイルス感染予防対策
- ⑥ 本事業の位置づけに対する認識及び研修の実施内容
- ⑦ 経費積算の妥当性

(4) 審査結果

令和3年9月下旬に電子メールにて通知する。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。なお、業務の資質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする場合がある。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで上記3の応募資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、既に提出している見積書の金額を基に提出することとする。

10 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 (北館 3階)

尼崎市健康福祉局福祉部高齢介護課

担当：竹中、小野

T E L : 06-6489-6356

電子メール：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

以上